

【意見募集要項】

平成 19 年第 168 回国会において、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が成立したことに伴い、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の実施に当たり必要となる命令等の内容（概要）」に関する御意見を募集することとしましたので、御意見のある方は以下の要領に沿って御提出ください。

皆様から頂いた御意見につきましては、適正な鳥獣の保護及び狩猟の適正化のために、参考とさせていただきます。

1．意見募集対象

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の実施に当たり必要となる命令等の内容（概要）」（添付資料）

2．募集期間

平成 19 年 12 月 28 日（金）～平成 20 年 1 月 26 日（土）17：00 必着
（郵便の場合は 26 日の消印有効）

3．意見の提出方法

下記 [意見提出用紙] の様式により、郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法で提出してください。電子メールで送付される場合は、ファイル形式をテキスト形式としてください（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います）。

なお、電話による御意見は受け付けておりませんので、御承知置きください。

[意見提出用紙] の様式

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の実施に当たり必要となる命令等の内容（概要）」に関する意見

- 1．意見提出者名：（法人・団体の場合は法人・団体名及び代表者名並びに本件担当者氏名及び所属部署名）
- 2．住所：〒
- 3．連絡先電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス：
- 4．御意見：（省令案の該当箇所を引用する場合はページも明記してください）

4．意見提出先

（1）郵送又はファクシミリの場合

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

FAX 番号：03 - 3581 - 7090 -

(2) 電子メールの場合

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

メールアドレス：shizen-choju@env.go.jp

5 . 資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口(<http://www.e-gov.go.jp/>)のパブリックコメントのページを参照。

(2) 環境省ホームページのパブリックコメント欄(<http://env.go.jp/info/iken.html>)を参照。

(3) 窓口における配布：

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

(東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 中央合同庁舎第 5 号館 2 6 階)

6 . 注意事項

(1) 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

(2) 本意見募集要領に即して記述されていない場合及び締切日までに到着しなかった場合は無効とさせていただきます。

(3) いただいた御意見については、住所、個人名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることを御承知置きください。なお、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

(4) 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。